

Q6-15 労働紛争発生時の調停窓口・相談窓口機関について説明して下さい。

労使争議処理法に労使争議に関する調停、仲裁および裁決手続による処理方法が設けられています。権利事項の労使争議は調停、仲裁または裁決手続により処理することと規定されており、調整事項の労使争議は調停または仲裁手続により処理することと規定されています。労使争議における各処理方法の概要について以下、説明します。

1. 調停

- (1) 調停申請(労使争議処理法第 9 条): 労使争議の当事者いずれか一方が調停を申請する際には、労働者側当事者の労務提供地の直轄市または県(市)の管轄官庁に調停申請書を提出しなければなりません。
- (2) 調停方法(同第 11 条): 直轄市または県(市)の管轄官庁が調停の申請を受理後、申請者の要求に応じて調停者を指定、または調停委員会を組織しなければなりません。
- (3) 調停の効力(同第 20 条、23 条): 労使争議の当事者が調停委員会の調停案に同意しない場合は、調停不成立となります。労使争議が調停を経て調停が成立した場合、争議当事者双方の間における契約とみなされます。当事者いずれか一方が労働組合である場合は、当事者間の団体協約とみなされます。

2. 仲裁

- (1) 仲裁手続が適用される状況は以下の通りです(同第 25 条)。
 - a 労使争議の調停が不成立となり、双方の当事者が共同で仲裁申請を行った場合
 - b 当事者双方の書面による同意に基づき、調停を経ずに直接直轄市または県(市)の管轄官庁に仲裁申請が行われた場合
 - c 調停が不成立となった調整事項の労使争議の仲裁について、直轄市または県(市)の管轄官庁が公衆の生活および利益に対して重大な影響を与えるものであると認定し、仲裁への移行を判断した場合
- (2) 仲裁の効力(同第 37 条)
 - a 権利事項の労使争議に対する仲裁判断は、当事者の間においては、裁判所による確定判決と同一の効力を有します。
 - b 調整事項の労使争議に対する仲裁判断は、争議当事者の間における契約とみなされます。当事者いずれか一方が労働組合である場合は、当事者間の団体協約とみなされます。

3. 裁決

(1) 裁決事由

労働者の団結権および協議権を確実に保障し、不当な労働行為を速やかに排除し集団の労使関係を正常な運営に回復させるため、労使双方に以下のような不当な労働行為がある場合は、中央管轄官庁に裁定の申し立てができます。

①労働組合に関する制限

- a 雇用者または雇用者の代表として管理権を行使する者が以下の行為を行うことは禁じられており、それに反する解雇、降格または減俸を行った場合は、無効となります(労働組合法第 35 条)。労働者が労働組合を結成し、または労働組合に加入し、労働組合の活動に参加すること、あるいは労働組合の職務を担当することを理由として、雇用を拒絶したり、解雇、降格、減俸またはその他不利な待遇をすること。
- b 労働者または求職者に対して、労働組合に加入しないこと、既に参加した労働組合から脱退するよう要求すること、または労働組合の職務を担当しないことを雇用条件とすること。
- c 労働者が団体交渉の要求を提出したこと、または団体交渉に関連する事務に参加したことを理由として、雇用を拒絶したり、解雇、降格、減俸またはその他不利な待遇をすること。

- d 労働者の争議行為への参加または支持を理由として、解雇、降格、減俸またはその他不利な待遇をすること。
- e 労働組合の設立、結成もしくは活動に対して不当な影響、妨害または制限を与えること。

② 団体協約の拒否(団体協約法第 6 条第 1 項、第 2 項)

労使双方は信義誠実の原則に基づき、団体協約の協議を行わなければなりません。他方が申し入れた団体協約の協議に対して、正当な理由がない限り、拒否してはなりません。労使いずれか一方が協議の資格を有する他方に協議を求められた際、以下いずれかの状況に該当する場合、正当な理由がないとみなされます。

- a 他方が提出した合理的で適切な協議内容、時間、場所および実施方法に対して、協議を行うことを拒否する場合
- b 60 日以内に書面による協議の通知に対し対応案を提出せず、かつ協議を行わなかった場合
- c 協議に必要な資料の提出を拒否する場合

4. 裁決の申請期限(労使争議処理法第 39 条、第 42 条第 3 項)

なお、裁決の申請は、法律に定める事由に違反したと知り得た日または事実が発生した翌日から起算して 90 日以内でなくてはなりません。裁決の申請は、撤回した場合を除き、訴訟の提起と同一の効力を有し、その消滅時効は裁決の申請をもって中断します。

5. 裁決確定の効力および救済

当事者が裁定内容に不服がある場合、裁定書送達の日から一定期間内において救済を提起できます。

- (1) 労働組合活動への制限のうち、解雇、降格または減俸に関する裁定について、不服とする者は 30 日以内に民事訴訟を提起しなければなりません。提起されなかった場合、裁定書に当事者双方が合意したものとみなされ、確定判決と同様の効力を有します(同第 48 条第 1 項)。
- (2) その他の労働組合活動への制限および団体協約の拒否に関する裁定について、当事者が不服である場合は、裁定書が送達された翌日から起算して 2 ヶ月以内に行政訴訟を提起することができます(同第 51 条)。